



**法務省
の取組**

各種相談機関と連携強化へー②～人権相談機関を含めた周知の取組

本年度の事業報告書類の提出連絡の際、「調査票」の作成をお願いし、法務省への要望等を記載いただいたところ、法務局等の官公庁への制度周知の要望が寄せられておりました。

法務局では、法務省の人権擁護機関として「人権相談」を取り扱っております。人権相談と言えば、差別、いじめ、虐待など、人権問題の相談が想像されますが、法務省の人権侵犯事件統計によれば、人権相談の中には、労働分野、医療分野、交通事故や外国人に関する相談等、認証事業者が取り扱う紛争についても一定数の相談が寄せられているようです。

そこで、人権相談を担当される方に向け、認証ADR制度の周知を試みたいと考え、これまで、導入的に次のような活動を行いました。

1 人権情報誌「人権のひろば」への寄稿

(公財)人権擁護協会が編集・発行する「人権のひろば」誌の第 104 号(平成 27 年 7 月発行)に、「ご存知ですか? 裁判外のトラブル解決方法「かいけつサポート」と題して、制度の紹介記事を寄稿しました。

同誌は、人権相談に携わる人権擁護委員や法務局職員が主に購読していますが、広く一般向けに頒布されています。今般寄稿した記事では、制度の概要はもとより、紛争解決メニューの一つとして活用されることを目指し、資料「認証紛争解決事業者アピールポイント一覧」にも触れた内容としました。

2 アピールポイント一覧の法務局配布

「人権のひろば」誌への寄稿記事が掲載されたタイミングで、「認証紛争解決事業者アピールポイント一覧」を全国の法務局に配布しました。

これにより同資料は、消費者相談機関に加え、人権相談機関にも配布されました。

3 人権相談機関への働き掛けの今後

前述 1 及び 2 の活動は、法務省人権擁護局の協力を得ながら実現したものです。今後は、これを足掛かりにして、更に周知を深めていくことが考えられます。

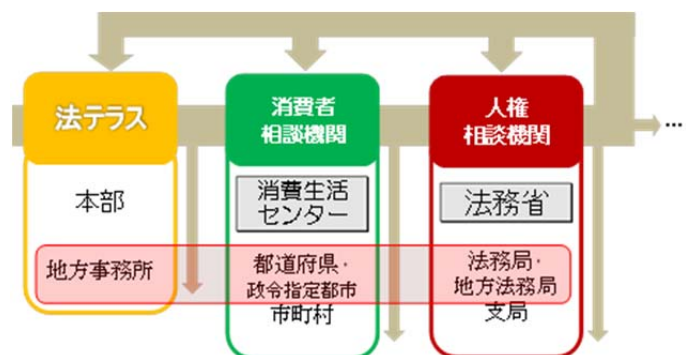
引き続き同局と連携して、かいけつサポートと人権相談機関が連携されるような方向で取り組んでまいります。

4 最後に(連携強化の取組みの方向性)

今後の各種相談機関との連携強化の取組みについては、様々な手法が考えられますが、具体的な連携機関として、法テラス、消費者相談機関、人権相談機関の 3 機関を中心とした活動が考えられます。

手法の例としては、都道府県単位での実施や相談機関単位での実施等が考えられます。また、長期的には、これらの取組みを数年単位で周期的に実施することも考えられます。

様々な手法が考えられますが、他の関係機関の協力も得ながら、機会を捉えて継続的に取り組んでまいります。



【お問い合わせ先】
法務省大臣官房司法法制部
審査監督課 紛争解決業務認証係
☎ : 03-3580-4111 (代表) 内線 5923, 2378
E-Mail: adr-c@moj.go.jp